

## 松並青葉東町内会防災組織規約

### (名称)

第1条 この会は、松並青葉東町内会防災組織（以下、「本組織」という。）と称する。

### (組織の位置付け)

第2条 本組織は、松並青葉東町内会の下部組織として位置付ける。

### (目的)

第3条 本組織は、松並青葉東町内会の自助・共助の精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害、その他の災害（以下、「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (活動)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (ア) 防災に関する知識の普及・啓発
- (イ) 災害に対する予防対策、防災訓練
- (ウ) 災害発生時における情報収集、伝達、避難、誘導、出火防止、初期消火、救出、救護、給食、給水等の応急対策
- (エ) 防災、救護の資材等の調達、管理
- (オ) 行政機関、近隣町内会及び他組織・団体との連携
- (カ) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第5条 本組織は、松並青葉東町内会区域に存する世帯をもって構成する。

### (役員)

第6条 1 本組織には、次の役員を置く。

- (ア) 本部長 1名
- (イ) 副本部長 1名
- (ウ) 防災委員 若干名

2 本部長は町内会の当年度会長、副本部長は町内会の当年度防災担当役員がそれぞれ就く。

3 防災委員は、次の者がその任に就く。

- (ア) 当年度会長及び防災担当役員を除く、当年度町内会役員
- (イ) 前年度町内会役員
- (ウ) 当年度班長
- (エ) 本部長が依頼した経験や知識等を有する町内会員
- (オ) 自ら申し出た町内会員

4 前項（エ）（オ）の防災委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

### (役員の仕事)

第7条 本部長は、本組織を代表し、災害対策に関する検討、推進の総括を行う。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本組織の活動の推進を支援する。また、副本部長は、本部長の不在時や事故ある時等、職務遂行が不可能な時は、その職を遂行する。

3 防災委員は、本部長・副本部長の下、第4条の活動の推進にあたる。

### (防災会議)

第8条 本組織は、本部長による召集の下、防災会議を開催する。

2 防災会議は、第6条の役員をもって構成する。

3 防災会議での決定事項は、町内会総会で報告しなければならない。

(防災組織)

第9条 本組織は、第4条に定める活動に基づいて、第6条の役員及び全ての町内会員による防災組織を編成する。

2 第3条の目的を果たすため、全ての町内会員は防災組織のいずれかの班に属し、防災訓練時には積極的に参加し、災害発生時においては、各自の職務を遂行しなければならない。

(防災訓練)

第10条 総合または部分の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。

(活動の報告)

第11条 本組織の年間活動については、町内会総会で報告しなければならない。

(経費)

第12条 本組織の運営に要する経費は、次の収入をもって充てる。

- (ア) 町内会費
- (イ) 行政機関からの活動費補助
- (ウ) 寄付
- (エ) その他

(緊急時における計画外の経費支出の事後報告)

第13条 緊急を要し、計画外の経費の支出がある場合、本部長の判断において、これを執行することができる。但し、事後、総会において報告しなければならない。

(その他)

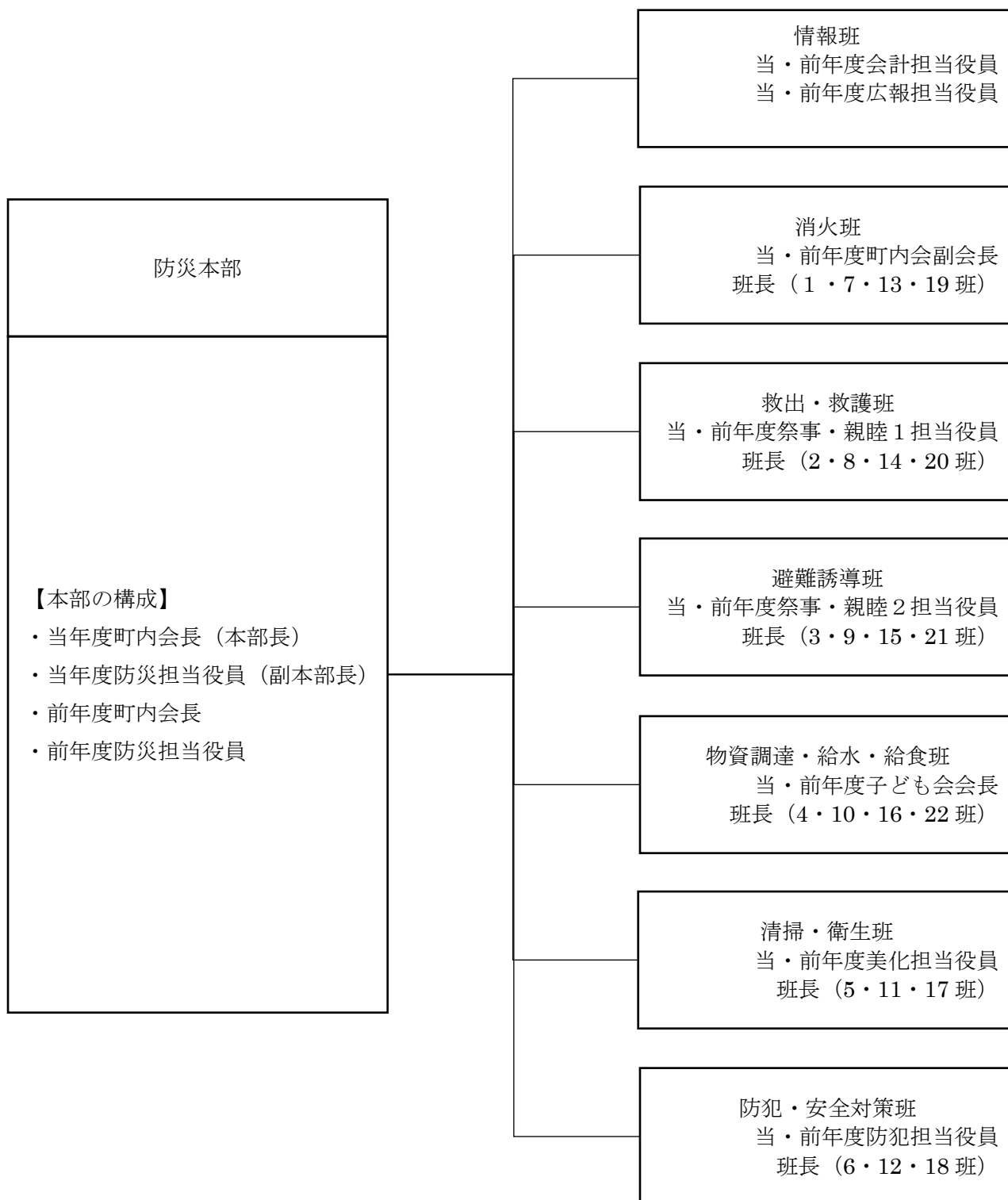
第14条 本規約に定めのない事項については、第8条の防災会議で協議して定める。

附則

本規約は、平成30年4月22日から実施する。

## 防災組織編成表

本組織は、松並青葉東町内会の下部組織として位置づけ、平常時は防災に関する知識の普及及び啓発活動を促進し、町内会員の被害の防止と軽減を図ることを目的とする。  
 災害時における組織と班編成は以下のとおりとするが、災害時の状況に応じて、防災本部の指示の基、臨機応変に変更するものとする。なお、実施時期は平成 30 年度からとする。



# 松並青葉東町内会防災マップ

【一時避難場所】 天の川公園  
 【避難所】 開智望小学校

- ◆ 防災倉庫 (1箇所)
- 非常用井戸 (2箇所)
- 防火水そう (2箇所)
- ▲ ホース格納箱 (5箇所)
- ⊕ 消火栓 (11箇所)

